

● 国民年金

☎ 保険年金課 ☎0297-21-2187

日本に住む20歳以上60歳未満のかたは、国民年金に加入することが義務付けられています。

国民年金の加入の種類（3種類）

第1号被保険者（自営業・学生など）

第2号被保険者（会社員・公務員）

第3号被保険者（会社員・公務員に扶養されている配偶者）

●任意加入被保険者…希望すれば加入することができるかた

- ・日本国内に住所がある60歳以上65歳未満のかた（老齢基礎年金を受けていないかた）
- ・日本国内に住所がある65歳以上70歳未満のかた（昭和40年4月1日以前生まれで、受給資格期間を満たしていないかたに限りです）
- ・海外に在住し、日本国籍を有している20歳以上65歳未満のかた

国民年金保険料

月額16,610円（令和3年度）です。

※保険料を納め忘れた場合、2年以内であればさかのぼって納めることができますが、2年を過ぎると時効により納められなくなります。

付加年金

国民年金基金に加入していない第1号被保険者は、定額の保険料を納付する際に、あわせて付加保険料を納めると、老齢基礎年金を受給するときに、上乗せの付加年金を受けることができます。

『付加保険料額』 月額400円

『付加年金額』 年額200円×納付月数

免除制度（納付が困難なかた）

●申請免除

申請して承認されると免除になります。所得の減少や失業などで保険料を納めることが困難なときには、本人の申請によって保険料の納付が免除されます。本人と配偶者と世帯主の所得に応じて保険料の全額または一部（4分の1、2分の1、4分の3）が免除になります。

※承認された一部保険料を納付しなかった場合、その期間の一部免除は無効となり、未納扱いになりますのでご注意ください。

若年者納付猶予制度（50歳未満のかた）

同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得が一定以下の20歳以上50歳未満のかたは、申請により保険料の納付を後払いにできます。

学生納付特例制度（学生）

本人の所得が一定以下の学生は、申請により在学期間中の保険料を後払いにできます。

保険料の追納

免除または猶予の承認を受けた期間については、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。そこで、10年以内であれば、後から保険料を納めること（追納）ができます。承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料に対し、経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

老齢基礎年金

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間や免除期間などの受給資格期間が10年以上あるかたが、原則として65歳から受けられる年金です。20～60歳になるまでの40年間保険料を納めたかたは満額を受けることができます。

・年額780,900円（令和3年4月）

（原則として20～60歳までの40年間すべて保険料を納めたときの額）

障害基礎年金

国民年金に加入中（もしくは20歳前や60歳以上65歳未満で日本に住んでいる間）に初診日※のある病気やけがで政令に定める1級または2級の障がいの状態になったかたが受けられます。

※初診日とは障がいの原因となった病気やけがで初めてお医者さんにかかった日のことです。

・年額976,125円…1級障がい（令和3年4月）

・年額780,900円…2級障がい（令和3年4月）

生計を維持されている子（18歳到達年度末日までの子または20歳未満で1・2級の障がいのある子）がいるときは加算されます。

遺族基礎年金

国民年金加入中（もしくは60歳以上65歳未満で日本に住んでいるかた）や老齢基礎年金を受けているかた、受けられるかたが亡くなったとき、亡くなったかたに生計を維持されていた子のある配偶者または子が受けられます。
（子のある配偶者…子1人の場合の例）
・年額1,005,600円（令和3年4月）
（基本額780,900円＋子1人の加算額224,700円。子とは18歳到達年度末日までの子または20歳未満で1・2級の障がいのある子をいいます）

寡婦年金

第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が25年以上ある夫が亡くなったとき、10年以上婚姻関係（事実婚も含む）のあった妻が60～65歳になるまで受けられます。

変更があったら、忘れずに届け出を

こんなとき		変更後の被保険者の種別	届出先
自営業・学生など	会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先
	会社員・公務員と結婚し扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先
会社員・公務員	退職した	第1号被保険者	市区町村
	退職し、すぐに再就職した	第2号被保険者	新しい勤務先
	会社員・公務員と結婚し扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先
会社員・公務員に扶養されている配偶者	扶養資格を喪失した	第1号被保険者	市区町村
	配偶者が退職して自営業（第1号被保険者）になった	第1号被保険者	市区町村
	会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先

死亡一時金

第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除制度により一部納付した期間は納付率に応じて期間を算出）が3年（36か月）以上あるかたが老齢基礎年金、障害基礎年金などを受けずに亡くなったとき、亡くなったかたと生計をともにしていた遺族が受けられます。

特別障害給付金

国民年金への加入が任意だったために加入せず障がいを負い、障害基礎年金などを受けられないかたに平成17年4月から施行されています。

